

巡洋艦・浪速が清遠を追撃中、清国兵を満載し、英國旗を掲げた運送船「高陞号」に出会つた。臨検の結果、清國兵千二百名、砲十四門と弾薬を搭載してゐることが分かつた。東郷平八郎艦長は、中立國たる英國の船舶を利用して兵員武器を輸送するのは戦時國際法違反であるため、高陞号に隨行命令を発し、四時間にわたつて説得したにも拘らず、清国兵は英國人船長を脅迫して隨行を拒否したため、東郷艦長は已むを得ず、高陞号乗組員に危険・退艦信号を発したのち擊沈した。

この事件は英國の対日世論を沸騰させたが、上海の英海軍裁判所が浪速の行動を正当であると宣言したことや、高名な國際法学者ホランド博士がタイムズに寄書し、浪速の処置が戦時國際法に照して適法なりと論じたため英國世論も鎮静化したのであつた。『中國歴史』は自らの國際法違反は隠して触れず、日本側が擊沈したことだけを書くといふ、『事件のつまみ食ひ』をやつてゐるのだ。

更に驚くべきは(二)だ。日本艦隊が米国旗を掲げて清國艦隊に接近し、突然米国旗を日本国旗に換へて攻撃を仕掛けた、といふ人をして啞然たらしめる記述である。かつて何人もこのやうな事実を見たことも聞いたこともないであらう。何やら高陞号事件を裏返しにしたパロディーとも思はれ、歴史の偽造もここまで来ると噴飯ものだが、中国では斯かる荒唐無稽の戯画でさへ正史として公認され、国定史観として通用するらしい。

## 第二節 清國軍の暴状

### 一方的に國際法を守つた日本

日清戦争は、戦争に於ける國際法に対する両国の態度の相違を際立たせた点で、注目すべきものがある。

我国は開國維新以来、西欧に倣つて国内法の近代化に努めた結果、條約改正も進捗し、明治二十七年七月、日清開戦直前に、先づ英國との間で治外法権撤廃に成功した。

だが我国は国内法のみならず、國際法にも多大の関心を示し、早くも明治十年西南戦争の折には、ヨーロッパの赤十字を範として、敵味方の区別なく傷病兵を救護するため博愛社を設立した。これが後に明治十九年六月、赤十字条約に加盟すると共に日本赤十字社となつたのであるが、これについては、國際社会の仲間入りをする以上、速かに赤十字条約に加盟しておくやうにとの明治天皇の思し召しがあつたのである。赤十字条約は正式には「戦時に於ける傷病兵の救護に関するジュネーブ条約」と謂ふ。これに加盟した翌明治二十年四月、陸軍大臣大山巖は赤十字条約の註釈を軍隊に配布して熟読すべきことを命じてをり、当時の我が陸軍の遵法努力の一端を見るべきである。なほ赤十字加盟と同じ十九年十月、我国は海上國際法に関するパリ宣言にも加入した。

このやうにすでに日清戦争以前、我国は國際的な法社会に積極的に参加しつつあつたのであり、この面からも日清戦争は日本が國際法規尊重の精神を世界に示し、國際信用を高めるべき重大契機でもあつた。であればこそ明治天皇は清国に対する宣戰の詔勅の中で「いやしくも國際法にもとらざる限り」一切の手段を尽すべしと仰せられ、國際法尊重を強く將兵に求められたのである。天皇の御心は見事なまでに遵奉された。高陞号事件で我が海軍の戦時國際法厳守の精神が広く海外で認められたことはすでに述べた。

しかしながら、日清戦争に於ける我国は違つてゐた。日本は終始、圧倒的な戦勝者でありながら國際法を忠実に守つたのであり、そのことはフランスの國際法学者フォーシュの

「事実は、日本政府がその採択せる文明の原則を実行するに堪へることを示した。日本は日清戦争で敵が国際法の原則を無視したにも拘らず、自らはこれを尊重した」

といふ絶賛の言葉が雄弁に物語つてくれる。

日清戦争当時、清国は赤十字条約にもパリ宣言にも加盟して居らず、一切の日本船舶に対し無差別撃沈を命じたり、日本将兵の首に懸賞金を出したり、また清国在留の一般邦人を殺害するなど、その行為は野蛮を極めた。

国際法は、交戦国的一方が国際法を無視する時は、他方に報復する権利を認めてゐる。だが我国は敢へて清国に對して報復の権利行使せず、例へば開戦直後の八月四日、勅命を以て在日清国人の身体、財産の保護を命じた。

また愛国心の高揚から、日本各地に義勇兵の志願者が続出したが、明治天皇は特に詔勅を下され、彼等の愛国の至情は認められた上で「國に常制あり、民に常業あり……義勇兵の如きは現今その必要なきを認む」として国民のはやる気持を戒められた。後に中国が便衣兵といふ国際法違反の無資格交戦者を以て我が將兵を襲撃したのと比べてみるがよい。

我国はこの他、私掠、暴行を禁じ、赤十字精神で傷病兵や俘虜を厚遇する等、国際法と文明の慣行を尊重実践した事例は枚挙に遑なく、国際法の第一人者であつた有賀長雄博士はこれを評して「日清戦争の最も重要な特質は、交戦国的一方は戦争の法規慣例を遵守しなかつたにも拘らず、他方はこれを厳守せんと努めたことだ」とまで論じたが、これは前記フォーシュの言と見事に合致してゐる。手前味噌のやうだが、かつての日本の一面を知つてもらふために書いておく。

### 近代残虐史の始り

旧日本軍の中国に於ける“残虐”が虚実取り混ぜ、針小棒大に一部の新聞や反日学者、ジャーナリストによつて

喧伝されてきたことは今更申す迄もない。しかも、中国軍民は、終始、日本軍の蛮行の“被害者”であつたと云ふ。これは神話に過ぎない、と筆者は主張し続けてきた。

この神話のヴェールを一枚づつ剥がしてゆくのが、本書の一つの狙ひでもあるのだが、先づ日清戦争をめぐつて最初のヴェールを剥ぎ取ることにしよう。

周知のことだが、中国の歴史は古来虐殺の事例にこと欠かない。処刑は悉く慘殺と云つてよい。この中国伝統の嗜虐行為を、近代に入つて日本人がはじめてつぶさに知つたのは日清戦争に於てであつた。

中国側の行為を語る前に、明治二十八年二月二十二日付報知新聞に掲載されたフランスのフィガロ紙記者カレスコーとイリュストラシオン紙記者ラロー両名の従軍記を紹介する。

両名は日本軍の行動を観察するため従軍したのであるが「大日本帝国軍隊が世界に対して誇るに足る名譽を有する」ことを觀察し報道することを愉快に思ふ、と先づ書き出してゐる。そして日本軍の榮城湾（山東半島）上陸が「毫末の乱るなくして」整然と行なはれたことに感心したと述べた後、上陸した村外れの某家に「産婦あり。入るべからず」との掲示がでてゐるのを発見して、「予想もしなかつたこと」であると驚嘆してゐる。

この他、我軍の敵に対する慈愛の実例をいくつか挙げた後「余等は日本帝国の如き慈愛心に富める民あるを、この広大なる地球上に発見し得るかを怪しむなり」とまで称賛し、統いて中国軍についてはかう書く。

「ひるがへつて清軍を見よ。日本軍卒の一度彼等の手に落つるや、あらゆる殘虐の刑罰を以てこれを苦しむるにあらずや。或は手足を断ち、或は首を切り、睾丸を抜く。その無情、實に野蛮人にあらざればよくすべきの業にあらず。しかして日本はこれあるに拘らず暴に酬ゆるに徳を以てす。流石に東洋君子國たるに愧ぢずと云ふべし」と――。

中国側の軍紀は亂れに乱れた。牙山で我軍に敗れて平壌に退いた清軍は、朝鮮人に対して掠奪、強姦、虐殺を恣<sup>ほじま</sup>にし、清軍の行く所、人民は悉く町や村を捨てて逃避する有様で、流石の李鴻章も「髪、天を指す」と打電す

るほど激怒した。

明治二十七年九月、平壤での敗退を李鴻章が清廷に報告した上奏文によれば、清軍は日本軍の首を取つた者には銀三十両の懸賞金までかけてゐたため、「兵は協力血戦し、生捕り及び首を取れる者二百余名、銃殺者は数計り知れず」とある（王芸生『日支外交六十年史』第二巻）。賞金をかけて兵を戦はせ、兵また賞金目あてに敵の首級を求める——これを支那では古来「殺良冒功」（良民を殺して賞金をむさぼる）と云つたが、これはもはや近代戦ではない。文明以前の部族間の血闘である。

同じく二十七年十一月十八日、旅順北方の土城子に斥候に出た我が将兵十一名が、中国軍に虐殺された様を現認した秋山好古騎兵大隊の稻垣副官が書いた手紙には「敵は我軍の屍に向つて実にいふべからざる恥辱を与へたり。死者の首を斬り、面皮を剥ぎとり、或は男根を切りとり、胸部を割きて入るに石を以てす。この様を見て誰か驚かざらん」とある。

いづれ詳述するが、稻垣副官の手紙にあるやうな凄惨なまでの殺害方法は、これ以後、大東亜戦争に至る迄、無数の日本人に対して実行されたのである。

もう一例を挙げる。明治二十八年一月三十日、我軍が威海衛の趙北嘴砲台を抜き、敵が逃走した後の兵營に入つてみると、藁包みがぶら下げてあつた。開いてみると日本人の首級が七つ入つて居り、いづれも鉗刀で斬つたらしく、五、六刀から十数刀を加へたことが斬り口から分かつた。首級は両耳を穿つて紐を通して、或は魚を串刺しにしたやうに口から喉に紐を通し、持ち運び易くしてあつた。これは前日、斥候に出た第六師団歩兵第十三連隊所属の七名の将兵であることが判明した（長谷川伸『日本捕虜志』上）。

中国軍隊の余りに残忍な戦闘方法の結果、明治二十七年九月、京城に入った山県有朋第一軍司令官は次の如き布告を麾下將兵に出さねばならなかつた。

〔敵に対する〕軍人といへども降る者は殺すべからず。然れどもその詐術にかかる勿れ。かつ敵国は古より

極めて残忍の性を有せり。誤つて生捕りに遇はば、必ず酷虐にして死にまさる苦痛を受け、遂には野蛮惨毒の所為を以て身命を殺害せらるるは必然なり。故に決して敵の生捕りする所となるべからず。むしろ潔く一死を遂げ、以て日本男兒の名誉を全うすべし」

これこそ、捕虜となることを禁じた我国最初の訓令である。以後、大東亜戦争終結に至るまで、戦場の日本人はこの精神に殉ずることになる。

中国軍の暴虐が、軍紀森嚴な日本軍にいかに深甚な衝撃を与へたかが分かるだらう。我軍をして「生きて虜囚の辱めを受けず」の悲壮な決意をなさしめた中国軍の蛮行——實に建軍以来、最初の本格的な対外戦争で我軍が経験したものは、大陸民族のかくの如き慘鼻殘虐の行為なのであつた。

（註）所謂「旅順口事件」 残虐行為に関して一言すべからざるは、明治二十七年十一月二十一日、我軍が旅順を攻略した際、

多數の支那市民を虐殺したとの誇大報道が世界を走つたことである。日本軍の「蛮行」については、その後、所謂「南京大

虐殺」を頂点として幾多の誇大歪曲報道がばら撒かれたが、これはその第一号として興味深いものがある。

多數の支那市民を虐殺したのは米国の『ワールド』紙で、「日本軍は旅順陥落の翌日から四日間、非戦闘員、婦女子、幼児など約六万人を殺害し、殺戮を免かれた清国人は旅順全市でわづか三十六人に過ぎない」と報じた（道村道生『日清戦争』）。しかし

各紙の報道はまちまちで、例へば英紙『タイムズ』は「日本軍は無差別に二百名の中国人を虐殺した」と書いたが、これに

対して同じく英紙『セントラル・ニュース』は「公正な戦闘以外では一人の中国人も殺されてゐない」と反論してゐる。

またフランス紙は「日本軍は、味方の捕虜が支那兵に四肢を斬り分けられるなどして虐殺されたのを見たために支那兵を皆殺

しにしたのだ」と書き、残虐行為は日清双方にあつたとした。オーストリアの各紙も残虐行為は日清共にありと報じた。ドイ

ツの諸新聞は、日本軍に行過ぎはあつたものの、正当な理由によるものであるとした。以上は、外務省『日本外交文書』第二十七卷第二冊に収録されてゐる、事件をめぐる各国の新聞報道についての駐在公使の報告である。これらを見ると、「ワールド」紙の「六万人虐殺」の報道の異常さが分かるであらう。當時旅順市街の広さは約〇・二四平方キロ。斯かる狭

小さな街に六万人が居住できるであらうか。これだと一平方キロ当りの人口密度は二十五万人といふ途方もない数字になる。

因に昭和六十年、東京二十三区の人口密度が一平方キロ当り一万四千弱であったことと比べれば、二十五万といふ数字の異常さが分かるであらう。後年、旅順に新市街が出来た後も、新旧両市街合せて在住の満洲人は一万四、五千に過ぎなかつたことを思へば、日清戦争当时、旧市街に六万人以上の清国人が在住してゐたとは荒唐無稽も極まつたものと云ふ他ない。

このやうなワールド紙の明らかな誇大報道を、前記『日清戦争』の著者が批判もせずに紹介し、あたかも“六万人虐殺”を事実の如く扱つてゐるも甚だ不可解と云はざるを得ない。読者にこの数字を信ぜよと云ふのであらうか。今日の中国では「六万人」が「二万人」に修正されてゐるとも聞くが、誇大であることに変りはない。

では事実はどうか。

我軍の法律顧問として従軍し、陥落時の旅順市街に自ら入った国際法学者の有賀長雄博士は、事件を次の如く批評する（『日清戦役国際法論』）。

我軍が旅順市内に進入した際、戦闘者と非戦闘者を区別せず襲撃したのは大山第一軍司令官も承認する事実ではあるが、これには次の如き十分の理由がある。

(一) 旅順は通商のために自然に発達した市邑ではなく、軍事目的で建設された港町であり、住民といへども従軍の非戦闘者であつて、交戦時には襲撃の対象になることも止むを得ない場合がある。

(二) 敵の敗残兵は民家中から銃撃してきたため、我軍が非戦闘者の居る家屋に向つて襲撃したのには十分な理由がある。

(三) 敗残兵は民家に遁入して便衣に着換へた者も多く、従つて兵士と非戦闘者を弁別することが困難であつた。

このやうに博士は、我軍が兵士と非戦闘者を区別なく攻撃したことは十分な道理があるとした上で、旅順に於て激しい市街戦を行なふ必要があつたかどうかを問題としてゐる。しかし、この必要の有無は法律上の問題ではなく、戦術上の問題であるとして博士は断言することを控へて居るのだ。更に、強姦を行なつたとか、婦女幼児まで殺害したとかの非難に対しても「事実に非ざること」として取上げもしてゐない。博士は「婦女幼児の犠牲は極めて少なく……女子は水中に一人及び途上に一人ありしのみ、いづれも男子の群集に雜りて斃れをれり」と明記してゐる（前掲書）。

旅順口事件に関して有賀博士は、清國は全く戦争法規を遵守しないのであるから、厳密に云へば、日本も清國に對して全く戦争法規を遵守する必要はなく、従つて「旅順口事件に対し如何なる責を負ふべき必要もなし」と論じた上で、しかしながら日本は清國の行動いかんに拘らず、自ら進んで戦争法規を遵守する決心をしたのであるから「少なくともその決心に対しては責を負ふべきものなり」と結論する。これが、博士が旅順口事件を遺憾とする理由なのである。

次にワールド紙の誇大報道による誤解を解くため、我が外務省が各国駐在公使宛てに送つた弁明書（原文英文）の骨子を紹介しよう。

(一) 旅順で多分必要以上の血が流されたことは確かであるが、外国紙、就中、ワールド紙特派員の報道は誇大かつ煽情的である。

(二) 旅順陥落時、清國兵は軍服を脱いで便衣に着換へ、一般市民に変装して秘かに武器を携へ民家に入り込み、我軍に抵抗した。

(三) 旅順に残つてゐた市民は武器をとつて戦ふやう命令された。だが、戦闘で殺された市民の大部分は実は市民に変装した兵士、即ち便衣兵であつた。それは遺体検死の結果、彼等が平服の下に軍服を着てゐたことで證明された。

(四) ある外国特派員によれば、殺された者の多くが刀傷を負つてゐるので、銃撃で殺された場合よりも、残酷の觀を与へたとのことである。

(五) 日本兵は、清國側の捕虜になつた味方の兵が、四肢を斬り分けられ、生きながら火炙りにされたり、磔に

されたのを目撃して激昂したが、軍紀を維持した。

(六) 抵抗せずに投降した者は虐待されることなく、現に旅順陥落時に捕虜となつた三百五十五人の清国人は日本側の厚遇を受け、東京に護送中である。

更に旅順攻略後、同地行政府の行政官になつた鄭永昌の報告書によれば、日本軍の花園口上陸（十月二十四日）を聞くや、旅順道台（市長）は忽ち恐怖の念を起し、ひそかに家族と共に芝罘チーフへ退去したため、人心は大いに乱れ、市民はみな財産家族を取りまとめて陸続芝罘へ遁れ、又は近村に移転する者数を知らず、とある。更に「支那兵が旅順に駐屯するや、擅ほじまつに民家に乱入し、家具を破壊し、財産を掠奪せしもの少なからず、故に日本軍の進撃せし時は旅順市街すでに空虚なり云々」と、旅順攻略前後の状況を述べてゐる。一体、どこから六万人あるいは二万人といつた数字が出てくるのであらうか。

市街に残留して我軍に抵抗した一部の非戦闘者に犠牲者が出了ことは、事実であらう。だがそれは「戦闘による落命」即ち「戦死」であつて「虐殺」されたのとは違ふ。虐殺とは文字通り「残虐な殺害」、或は精々「理由なき大量殺害」の意味である。それ故にこそ、敵の非戦闘者に犠牲の出了ことを遺憾とした有賀博士も、『前出』日清戦役国際法論』の中でこの事件を「虐殺」事件とは書いてゐないのだ。要するに旅順に於て戦闘が行なはれ、戦死者は出たが、「虐殺」はなかつたのである。

なほこれに関連して付言すべきは、十年後の日露戦争に於て、我国は敵の非戦闘員に再び犠牲を出すことなきやう配慮した一事である。即ち明治三十七年八月、我が第三軍は旅順市街を去る一、二里の所まで進み、敵を完全に基本防禦線内に包囲したが、この時明治天皇は、要塞内の敵の非戦闘員に兵火の惨害を免れさせたいとの御意向を乃木軍司令官にお伝へになつた。そこで乃木大将は八月十六日、山岡熊治砲兵少佐を軍使として旅順の敵軍に遣はし、聯合艦隊司令長官・東郷平八郎大将と連署の書面を敵の司令官ステッセルに送つて聖旨を伝へ、かつ開城を勧告した。だが翌日敵が軍使を通じて我が勧告を拒絶してきたため、我軍は旅順総攻撃に踏切つたのである。

我国は我国なりに旅順口事件を遺憾とし、その再発を未然に防ぐべく、日露戦争ではこれだけの誠意と配慮を尽したのであり、これこそ我国の公正誠実の一つの証しとして歴史に留めて然るべきではなからうか。

### 第三節 下関条約と三国干渉

夷を以て夷を制す

世界の予想を裏切つて我国は清に圧勝した。既述の如く、陸海両面で連戦連勝、騎虎の勢ひの赴くところ北京を衝かんとする迄に至つた。清国陸軍は平壌で、北洋艦隊は黃海海戦で潰滅し、敗色明らかとなつた清は遂に講和を申込んできた。講和談判は下関の春帆樓で、我国全権・伊藤博文及び陸奥宗光、清国全権・李鴻章、李經方父子の間で行なはれ、明治二十八年（一八九五年）四月十七日に調印された。

一、清国は朝鮮國が完全無欠の独立自主の国であることを承認する。

二、清国は遼東半島、台灣全島及び澎湖列島を永遠に日本に割与する。

三、清国は軍費賠償金二億両デール（邦貨約三億円）を支払ふ。

四、日清間の一切の条約は交戦のため消滅したので新たに通商航海条約を結ぶ。

五、本条約批准後、直ちに俘虜を返還する。清国は送還された俘虜を虐待あるいは処刑せぬこと。

これが、日清講和条約（下関条約）の骨子だつた。だがこの直後に我国は青天の霹靂に見舞はれることになつた。条約に対する列国の干渉である。